



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。本年も、よろしくお願いいたします。

本年も、お世話になっている皆さまに、あいわ通信をお届けいたします。弊事務所では、本年も「真の市民のための法律家を目指す」という開業以来の目標を掲げ、以下の方針に基づき、お客様の立場に立って事件解決に向けて誠実に対応するよう、日々の業務に取り組んで参ります。

相談しやすい事務所であること

依頼を断らない事務所であること

利用しやすい費用体系であること

小さな依頼でも誠実に対応すること

偉くない事務所であること

本年もどうぞ、よろしくお願いいたします。



あいわ総合司法書士事務所
代表 司法書士 椎名尚文

相続登記の義務化～令和6年4月1日より開始

民法・不動産登記法等の改正により、相続登記が義務化されることになりました。

相続登記とは、土地や建物、マンションなどの所有者が亡くなった際に相続人の名義に変えるために法務局へ所有権移転登記の申請手続きをすることです。いわゆる、不動産の名義変更と言われているものです。

これまで、権利に関する登記（不動産の名義変更など）は、基本的に当事者に対して公法上の申請義務を負わせていませんでした。相続登記の申請が義務とされていないため、すぐに相続登記をしないケースが多く、長い期間を経ることにより、相続関係者の数も増え、土地の所有者が容易に特定できなくなるという事態が生じていました。所有者が分からないと売買などの取引をすることができず、再開発や公共事業の支障ともなっていました。

このような所有者不明土地の問題を解消する方法として相続登記の義務化が議論されるようになり、今般の法改正となりました。

相続登記が義務化されたことにより、相続登記の申請に期限が定められ、相続や遺贈により不動産を取得した相続人に対し、自己のために相続があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請が義務付けられました。

また、「正当な理由」がないのに登記申請義務に違反した場合には、10万円以下の過料の適用対象となります。なお、「正当な理由」の具体的な類型については、通達等であらかじめ明確化する予定とされており。

相続登記の義務化は令和6年4月1日に施行されます。そして、相続登記の義務化は、施行日前に相続の開始があった場合についても適用されます（遡及適用）。

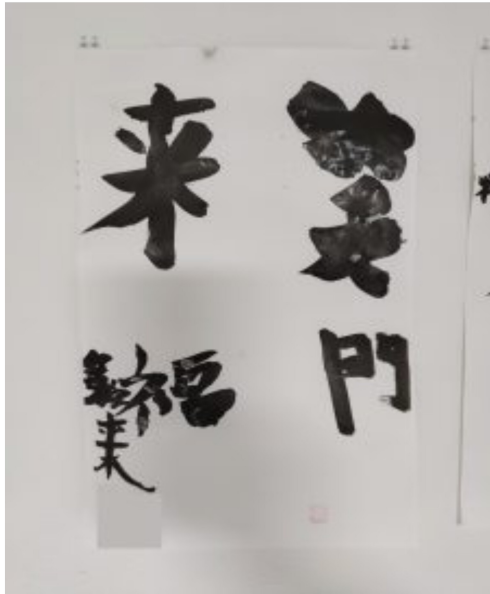
相続登記は、相続人全員で遺産分割協議を行う必要があります。相続人が多数いる場合には相続人を特定するために、たくさんの戸除籍謄本を収集する必要があります。手続に時間がかかる場合もあります。相続登記の未了の物件があり、手続にお悩みの方は、早い時期に司法書士にご相談することをお勧めいたします。

今年 の 抱 負

こんにちは。司法書士の粒来です。

先日、小学1年生の長男が児童会館で書き初めをしてきました。

なかなか味のあるできばえだったことに加え、揮毫の内容も7歳児の書くようなものじゃなく可笑しかったので、自宅の居間に飾ることにしました。



「笑門来福」

この言葉、今では一般に広い意味で使われていますが、もともとは家庭生活を指して使う言葉だったようです。

貼ったのは、朝起きて寝室から出るとまっさきに目につく場所です。今年は、毎日この言葉をかみしめて生活しようと思います。

(家庭が平和であるためには私が仕事をがんばらなければならないので、笑ってばかりもいられません。)

では、本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



新型コロナウイルス感染症の影響により借金の返済が難しくなってしまった方へ

弊事務所では、新型コロナウイルス感染症の影響により借金の返済が難しくなってしまった方のために、対応時間を延長してご相談を受け付けております。新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の目途が立っていない状況が続いており、この状況が長期化していることにより、労働者や事業者にも多大な影響が出ております。様々な支援策が打ち出されていますが、収入の減少により借入金の返済が困難になる方も現に出ています。

弊事務所では、借金の返済が困難になった方向けの相談を対応時間を延長して受け付けております。お悩みごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

【相談無料・お問い合わせ】

0120-913-317 (相談無料)

借入金の返済が難しくなってきたときは、なるべく早めの段階でご相談いただくことで、債務整理の選択肢を増やすことができます。

特に、住宅ローンの返済がある方は、ご自宅を守る債務整理の方法があります。不動産を売却する前に、まずは弊事務所にご相談ください。

《コロナ対策を徹底しています》



相談室の飛沫防止のパーテーション、消毒液の設置、事務所の換気、スタッフのマスク着用・手洗いを徹底しています。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。(担当：司法書士 高井和馬)


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp



地下鉄南北線 北34条駅 5番出口徒歩1分